



〈新しい年度に向けて職場の環境を整えましょう。〉

《石巻署管内の労働災害発生状況》

〈令和5年労働災害発生状況(令和6年2月末時点)〉 〈令和6年労働災害発生状況(令和6年2月末時点)〉

業種	令和4年1月~12月		令和5年1月~12月		4年と5年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡
全産業	345	2	348	7	3 (0.9%)	5
製造業	109	1	89	2	-20 (-18.3%)	1
食料品製造業	56	0	59	0	3 (5.4%)	0
水産食料品製造業	43	0	51	0	8 (18.6%)	0
建設業	39	0	51	3	12 (30.8%)	3
土木工事業	23	0	13	0	-10 (-43.5%)	0
建築工事業	10	0	27	1	17 (170.0%)	1
その他の建設業	6	0	11	2	5 (83.3%)	2
陸上貨物運送事業	35	0	36	0	1 (2.9%)	0
商業	46	0	44	1	-2 (-4.3%)	1
小売業	38	0	36	0	-2 (-5.3%)	0
保健衛生業	38	0	48	0	10 (26.3%)	0
社会福祉施設	30	0	38	0	8 (26.7%)	0
上記以外の業種	78	1	80	1	2 (2.6%)	0

業種	令和5年1月~2月		令和6年1月~2月		5年と6年との比較	
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷(増減率)	うち死亡
全産業	38	2	36	1	-2 (-5.3%)	-1
製造業	7	0	11	0	4 (57.1%)	0
食料品製造業	3	0	7	0	4 (133.3%)	0
水産食料品製造業	3	0	6	0	3 (100.0%)	0
建設業	7	1	3	0	-4 (-57.1%)	-1
土木工事業	1	0	1	0	0 (0.0%)	0
建築工事業	4	0	0	0	-4 (-100.0%)	0
その他の建設業	2	1	2	0	0 (0.0%)	-1
陸上貨物運送事業	7	0	4	0	-3 (-42.9%)	0
商業	5	1	3	0	-2 (-40.0%)	-1
小売業	3	0	2	0	-1 (-33.3%)	0
保健衛生業	5	0	9	0	4 (80.0%)	0
社会福祉施設	3	0	8	0	5 (166.7%)	0
上記以外の業種	7	0	6	1	-1 (-14.3%)	1



新セーフワーク
向上宣言受付中



宮城労働局
災害統計

《令和6年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ》

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

令和6年度も引き続き助成金の受付を実施しますが、新型コロナウイルス対策で設定していた要件を終了する等の変更がありますので、ご注意ください。

詳しくは以下のリンク又はQRコードから確認ください。今後とも業務改善助成金の活用を検討くださるようお願いします。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001224176.pdf>



変更点

1. 特別事業者要件	新型コロナウイルスの影響を受けた事業者向けの「生産量要件」が終了（賃金要件と物価高騰等要件は引き続き継続）
2. 経費の特例	「生産量要件」又は「物価高騰等要件」の事業者に認められていた「関連する経費」が終了（車・PCなどの導入は引き続き実施）
3. 申請回数	令和6年度中に可能な申請回数は1回まで*
4. 賃金引き上げ方法	事業場内最低賃金の引き上げは1回のみ（複数回の引き上げは助成対象外）
5. 申請期限	令和6年12月27日まで
6. 事業完了期限	令和7年1月31日まで

*令和6年3月31日までに申請いただき、令和6年4月1日以降に交付決定を受けた事業者は、令和5年度に申請されたものとして扱われますので、令和6年度にも申請可能です。

特別事業者に関する注意点

令和6年度における特別事業者の要件と対象経費は以下のとおりです。

	令和5年度	令和6年度
特別事業者	賃金要件	引き続き実施
	生産量要件	令和5年度限り
	物価高騰等要件	引き続き実施
	車・PCなど	引き続き実施
経費の特例	関連する経費	令和5年度限り

《年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう!》

春の大型連休に向けて「年次有給休暇の計画的付与制度」を活用し、個人ごとの取得計画を作成してみましょう。「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます（下表参照）。

詳しくは以下のリンク又はQRコードから確認ください。

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/material/pdf/category1/O103011.pdf>



計画付与の方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定



《 令和 6 年 4 月施行の法律まとめ 》

令和 6 年 4 月 1 日から施行される法律等を以下のとおりまとめました。対応状況を確認してください。

労働条件明示事項の追加 (参考 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)

- ・就業場所および従事すべき業務の変更の範囲 (全ての労働者)
- ・更新上限の有無および内容 (以下、有期契約労働者)
- ・無期転換申込権が発生する更新時、
無期転換申込の機会と無期転換後の労働条件



裁量労働制の見直し (参考 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/001164346.pdf>)



専門業務型裁量労働制の対象業務として「・銀行または証券会社における顧客の合併および買収に関する調査または分析およびこれに基づく合併および買収に関する考案および助言の業務 (M&A アドバイザリーに関する業務)」を追加。労使協定等への記載に①労働者本人の同意を得ること②労働者が同意をしなかった場合の不利益な取り扱いの禁止③同意の撤回の手続き④各労働者の同意および同意の撤回に関する記録の保存を追加。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示) (参考 URL :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukiun/gyosyu/roudoujouken05/index.html)

令和 6 年 4 月以降の拘束時間	年	月	月 (最大)
タクシー等・日勤	-----	299→288	-----
トラック	原則 3,300 最大 3,400	293→284	320→310
バス	原則 3,300 最大 3,400	281→281	309→294



1 日の休息期間 (インターバル) は共通して継続 8 時間から「継続 11 時間を基本とし、継続 9 時間」となります。

時間外労働の上限規制と適用猶予期間終了

監督署からのお知らせ (2024 年 2 月号) をご覧ください。

労働安全衛生法の新たな化学物質規制

(参考 URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001083280.pdf>)

- 令和 5 年度から施行されていますが、この 4 月から以下の事項が施行されます。
- ラベル表示・SDS 等による通知の義務対象物質の追加 (234 物質)
- 濃度基準値設定物質のばく露低減措置
- 上記低減措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存
- 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者に対する
直接接触防止措置の義務化
- 衛生委員会の付議事項の追加
- 労働災害発生事業場等への労働基準監督署長による指示
- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断
の実施・記録作成等
- 化学物質管理者の選任 (対象物質 URL : <https://cheminfo.johas.go.jp/step/1-3.html>)



リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場 以外の事業場	資格要件なし (専門的講習等の受講を推奨)



- 保護具着用管理責任者の選任の義務化
- 雇い入れ時等教育の拡充
- OSDS 等による通知事項の追加と含有量表示の適正化
- 作業環境測定結果が第 3 管理区分の事業場に対する措置の強化

(参考) フリーランス・事業者間取引適正化等法 (2024 年秋施行・契約内容の明示等を義務化)

(参考 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/zaitaku/index_00002.html)

法律名は「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」といい、フリーランス保護新法とも称されます。特定受託事業者 (フリーランス) に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずるもので、

- ・書面等での契約内容の明示・報酬の 60 日以内の支払い
- ・募集情報の的確な表示・ハラスメント対策
などが規定されます。



発行 : 石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町 4-1-18 (ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の 2 階です。)

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の加入・保険料は、0225-85-3484

宮城労働局 宮城労働局
石巻署ページ メールマガジン



- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらをご利用いただけます (9 : 00~16 : 00)。

(気仙沼市古町 3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2 階 (ハローワーク気仙沼と同じ建物) 電話 : 0226-25-6921)